

○阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金交付要綱

令和2年9月1日

告示第122号

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている市内の宿泊施設を支援し、旅行需要を喚起することで地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内で交付する阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象施設)

第2条 助成金の交付を受けることができる施設（以下「助成対象施設」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たした施設とする。

- (1) 阿波市内に立地する宿泊施設であること。
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けていること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に該当するものは除く。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 次に掲げる新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たっての措置を実施していること。

ア チェックインに際しては、直接の対面を避ける等の感染予防策を講じた上で宿泊者に検温及び本人確認を実施すること。

イ 宿泊者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合又は風邪症状がみられる場合には、週末も含め、最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとること。

ウ 浴場、飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限、時間制限等を設け、三密対策を徹底すること。

エ ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け又は個別の宿泊者専用トング、箸等を用意し、共用を避ける等料理の提供方法を工夫するほか、座席の間隔を離す等食事の際の三密対策を徹底すること。

オ 客室、エレベーター等の共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。

カ アからオまでの措置を徹底し、かつ、実施している旨をホームページ、フロントでの掲示等で周知をすること。

- (5) 阿波市暴力団排除条例（平成24年阿波市条例第16号）第2条第2号又は第3号に該当する者でないこと。

2 助成対象施設の認定を受けようとする事業者は阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成対象施設認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
  - (2) 旅館業法に基づく営業許可証の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定による認定申請があったときは、その内容を審査し、助成対象施設として認定することを決定したときは、当該認定申請者に対し阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成対象施設認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 第2項の認定に係る費用は、無料とする。
- 5 認定を受けた事業者が、第1項第4号アからカまでの条件を満たしていないことが発覚した場合は、認定を取り消すこととする。

（助成対象事業等）

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、前条第3項の認定を受けた助成対象施設が有する宿泊を伴うプラン（以下「お泊りプラン」という。）とし、助成対象事業の利用者（以下「利用者」という。）の居住地域は、原則として問わないものとする。ただし、新型コロナウイルスの感染症の拡大状況により、利用者の居住地域を条件に付する場合がある。

- 2 助成対象施設は、助成対象事業に係る助成金の交付申請を行うに当たり、利用者から阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金利用承諾書（様式第4号。以下「助成金利用承諾書」という。）の提出を受けるものとする。
- 3 お泊りプランについて、助成対象施設は、利用者一人単位で基本となる利用料金（以下「基本料金」という。）をあらかじめ設定し、消費税及びサービス料を含めるものとする。この場合において、当日発生した飲食代、施設・サービス利用料等の追加料金も含めて助成金の交付の対象とすることができるものとする。

（認定に係る申請期間）

第4条 第2条第2項の認定に係る申請期間は、令和2年9月11日までとする。

（キャンペーン実施期間）

第5条 助成金の交付の対象となる宿泊期間は、令和2年10月1日から令和3年1月31日までとする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、各助成対象施設が設定した料金に2分の1を乗じて得た額と5,000円のいずれか低い額とする。

- 2 前項の規定による助成金の額は、利用者ごとに算出するものとし、基本料金が発生しない幼児等の利用は、助成金の交付の対象外とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、他のキャンペーンと併用する利用者については、助成金の額は、各助成対象者が設定した料金から各キャンペーンの割引分を除いた額に2分の1を乗じて得た額と5,000円のいずれか低い額とする。

（交付申請及び実績報告）

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象施設は、次の関係書類を添えて阿波

市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金交付申請書兼実績報告書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- (1) 助成金内訳明細書
- (2) 第3条第2項の規定による提出を受けた助成金利用承諾書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する助成金の交付申請があったときは、交付申請書及び添付書類の内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金交付決定兼確定通知書（様式第6号）により当該助成対象施設に通知する。

2 市長は、前条に規定する助成金の交付申請に不適當な内容があったときは、助成金の一部又は全部を不交付とし、当該交付申請の内容の補正を命じることができるものとする。

3 前項の規定により不交付となった分の交付申請額については、当該交付申請を行った助成対象施設の負担において処理するものとする。

(助成金の交付)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた助成対象施設は、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金請求書（様式第7号）により、市長に助成金を請求するものとする。

(助成金の支払)

第10条 市長は、前条に規定する助成金の請求があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、速やかに当該助成対象施設に助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し又は助成金の返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示又は助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の交付に関し不正行為があったとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

阿波市長 様

所在地  
 名称  
 代表者氏名

㊟

阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成対象施設認定申請書

阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金交付要綱第 2 条第 2 項の規定により、  
 助成対象施設の認定を申請します。

担当者連絡先	所属・役職名	
	氏名	
	氏名 (カナ)	
	電話番号	
	メールアドレス	

施設名										
施設紹介文 (200 字以内)										
所在地	〒 ー 阿波市									
TEL					FAX					
公式サイト	無		有		URL					
客室数	合計		室		うち 洋室	室	うち 和室	室	うち 和洋室	室
宿泊定員数										
基本料金										

年 月 日

阿波市長 様

所在地

名称

代表者氏名

㊟

（個人の場合は、住所、屋号及び氏名）

## 誓約書兼同意書

阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成対象施設認定申請に当たり、次のとおり誓約し、同意します。

### 1 誓約事項

- (1) 私は、阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金交付要綱に規定する申請条件を全て理解した上で申請し、申請書及び添付書類の内容について、全て相違ないことを誓約します。
- (2) 私は、次に掲げる新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たっての措置を実施していることを誓約します。
  - ア チェックインに際しては、直接の対面を避ける等の感染予防策を講じた上で宿泊者全員に検温と本人確認を実施すること。
  - イ 宿泊者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合又は風邪症状がみられる場合には、週末も含め、最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとること。
  - ウ 浴場、飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限、時間制限等を設け、三密対策を徹底すること。
  - エ ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け又は個別の宿泊者専用トング、箸等を用意し、共用を避ける等料理の提供方法を工夫するほか、座席の間隔を離す等食事の際の三密対策を徹底すること。
  - オ 客室、エレベーター等の共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。
  - カ 当該措置を徹底し、かつ、実施している旨をホームページ、フロントでの掲示等で周知すること。
- (3) 私は、阿波市暴力団排除条例（平成24年阿波市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等には該当しません。
- (4) 私は、公序良俗に反する事業を行う者ではありません。
- (5) 上記の誓約事項に違反すること又は事実と相違することがあったときは、阿波市の指示に従い、支給を受けた助成金の全部又は一部を直ちに返還します。

### 2 同意事項

上記の誓約事項が遵守されているか確認するために、必要があるときは、阿波市が関係行政機関等に対し、申請書及び添付書類の内容について調査することに同意します。

様式第3号（第2条関係）

第 号  
年 月 日

様

阿波市長 藤井 正助

阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成対象施設認定通知書

年 月 日付けで申請のありました阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成対象施設の認定については、阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金交付要綱第2条第3項の規定により次のとおり通知します。

1. 認定の可否  認定  不認定
2. キャンペーン対象人数
3. 不認定の理由

### 阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金利用承諾書

阿波市長 様

私は、阿波市に泊まってほっと一息キャンペーンを利用したいので、助成対象施設を通じて本承諾書を阿波市に提出することに同意します。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※ 助成対象施設記入欄

助成対象施設名	
利用プラン名	
利用年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
料金(税込み)	円
他のキャンペーンによる助成額	円
助成金の額※	円

※料金（税込み）から他のキャンペーンによる助成額を除いた額の1/2（上限5,000円）



様式第5号（第7条関係）

年 月 日

阿波市長 様

所在地

名称

代表者氏名

㊟

阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金交付申請書兼実績報告書

阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金の交付を受けたいので、阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付申請額	円
助成対象施設名	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・助成金内訳明細書</li><li>・阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金利用承諾書（様式第4号）</li><li>・宿泊代金の領収書（計算書）</li></ul>

別紙							
----	--	--	--	--	--	--	--

**助成金内訳明細書**

No	チェックアウト日		利用者名	住所	基本料金（税込） (A)	他キャンペーン 割引額 (B)	助成額（上限5,000円） ((A)-(B))×1/2
	月	日					
						合計	

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

阿波市長 藤 井 正 助

阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金の交付については、阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり交付することと決定したので、額の確定と併せて通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円
- 3 条件

阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金交付要綱の規定に反した場合は、助成金を返還させることがある。

様式第7号（第9条関係）

請求日 年 月 日

阿波市長 様

所在地  
名称  
代表者氏名

㊤

阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金請求書

年 月 日付け 第 号で交付の確定を受けた阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金について、阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン助成金交付要綱第9条の規定により請求します。

右の金額を 請求します	請求 金額								円
----------------	----------	--	--	--	--	--	--	--	---

口座振込先

金融機関名				支店名			
預金種別	1 普通		2 当座		3 その他		
口座番号							
口座名義 (カタカナで記入)							